

◆ 空家等対策計画策定の体制

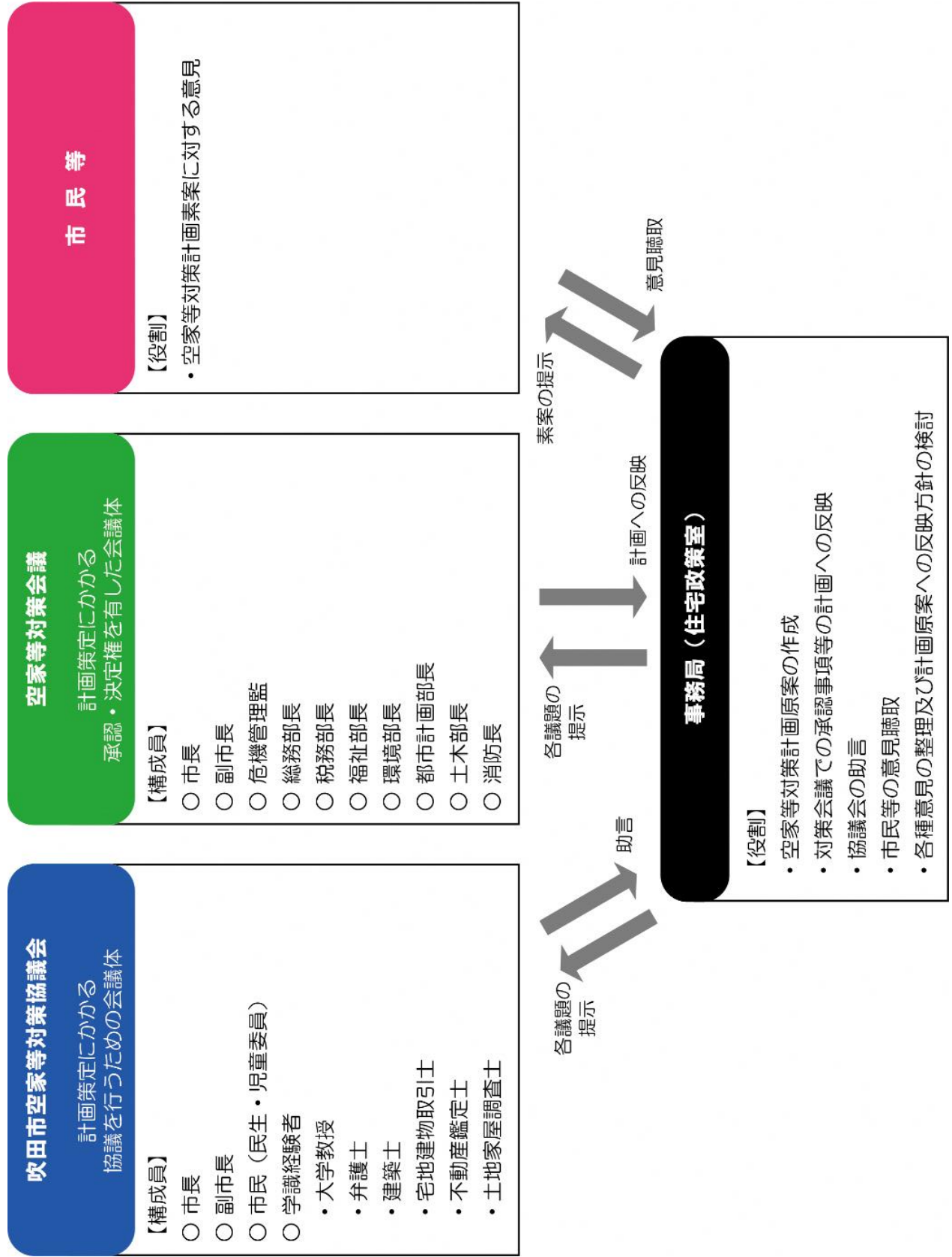
「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）により、市町村は空家等対策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが求められています。

法の趣旨を踏まえ空家等対策計画の作成及び実施に関する事項を協議するため、吹田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）及び空家等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置しています。

1 体制の概要

項目	吹田市空家等対策協議会 （協議会）	空家等対策会議 （対策会議）
根拠法令等	・ 空家法第 7 条に規定する協議会 ・ 吹田市空家等対策協議会設置要領 （平成 31 年 4 月 1 日制定） ・ 吹田市空家等対策協議会会則 （第 1 回開催日に制定予定）	・ 空家等対策会議設置要領 （平成 28 年 6 月 1 日制定） （平成 31 年 4 月 1 日改正）
協議・審議 事項	【協議事項】 ・ 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項 ・ 空家等の適正な管理に関する事項 ・ 特定空家等の措置に関する事項 ・ その他空家等対策計画の実施に関し必要とする事項	【審議事項】 ・ 特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項 ・ 特定空家等に対する是正措置に関する事項 ・ その他空家法に関し必要な取組みに関する事項
組 織	①市長 ②市民（民生・児童委員） ③学識経験者（大学教授、弁護士、建築士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士） ④その他市長が必要と認める者 ※②～④で 10 名以内	市長、副市長、危機管理監、総務部長、税務部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、土木部長、消防長
任 期	・ 2 年間（再任可）	・ なし

2 計画策定に向けての体制のイメージ



3 策定スケジュール

項 目		令和元年										令和2年		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
協議会及び 対策会議の 開催	協議会 (全4回)			① 8/8	② 9/2	③ 10/4	④ 11月下旬	⑤ 12月中旬	⑥ 1/27	⑦ 2/26	⑧ 3/26			
	対策会議 (全7回)			① 7/8	② 9/2	③ 10/4	④ 11月下旬	⑤ 12月中旬	⑥ 1/27	⑦ 2/26	⑧ 3/26			
パブリックコメント														
協議会 協議 議題		第1回 ○審議 ・吹田市空家等対策協議会について ○報告 ・空家等対策計画策定の体制について ・空家等対策の推進に関する特別措置法の概要 ・吹田市の空家等の現状と課題 ○協議 ・吹田市空家等対策計画の骨子案について										第4回 ○原案の確認		
		第2回 ○基本的な方針 ○空家等対策の 取り組み(施策)										第3回 ○素案の確認		
対策会議 協議 議題		第1回 ○空家等実態調査 結果の報告 ○骨子の確認										第7回 ○第4回協議会 の報告 ○原案の承認		
		第2回 ○第1回協議会の報告 ○吹田市の現状と課題										第6回 ○パブリックコメン ト結果の報告 ○原案の確認		
		第3回 ○基本的な方針 ○空家等対策の取り 組み(施策)										第5回 ○第3回協議会の報告 ○素案の承認		
		第4回 ○第2回協議会の報告 ○素案の確認										第4回 ○パブリックコメン ト結果の報告 ○原案の確認		